

家屋の新築・増築及び家屋の取り壊し(解家)等をされた場合は、 税務課固定資産税係へご連絡ください。

- ◇固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に対して課税されます。
- ◇家屋を新築・増築した場合や取り壊し(解家)した場合は、市税務課固定資産税係への届出をお願いします。

1. 家屋の新築または増築の場合

新築または増築された家屋につきましては、税務課固定資産税係へご連絡ください。市税務課より家屋評価にお伺いします。

家屋評価の際には、竣工図(平面図・立面図・仕上表等でも可)及び印鑑をご準備ください。また固定資産税は毎年1月1日を基準日とし、建築年の翌年度から課税されます。

2. 家屋の取り壊し(解家)の場合

取り壊された家屋が登記家屋である場合は、法務局に建物滅失登記の申請を行ってください。また、取り壊された家屋が未登記家屋(法務局に登記されていない家屋)の場合は、固定資産税係へ「解家届出書」を提出してください。また、登記家屋で建物滅失登記をなされない場合は必ず固定資産税係へ「解家届出書」を提出してください。

家屋の固定資産税は、毎年1月1日に建っている家屋に対して課税されます。家屋を取り壊したときは、なるべく早く「解家届出書」の提出をお願いします。

また、取り壊した家屋が専用住宅等の場合は、「住宅用地の特例」により軽減されていた土地の固定資産税が、通常の課税額に戻ることになります。詳しくは税務課固定資産税係へ事前にご相談ください。

—お問い合わせ先—

伊万里市役所 総務部 税務課 固定資産税係

☎ 0955-23-2149 (直通)

FAX 0955-23-1472

E-mail zeimu@city.imari.saga.jp